

【医療保険】訪問看護ステーション料金表

負担割合 各種保険が利用できます。		利用者負担金	
		月の初回のみ	2回目以降より
		基本療養費 5,550 円	基本療養費 5,550 円
管理療養費 7,440 円	管理療養費 3,000 円		
一般の方	訪問看護に要する費用の1割	1,300 円	850 円
一定以上の所得の方	訪問看護に要する費用の3割	3,890 円	2,560 円

1. 訪問看護療養費の加算等について

サービス内容	加算金額	備考
24 時間対応体制加算	5,400 円/月	休日や、夜間・早朝・深夜帯でも、病状の変化時に、電話で看護に関する意見を求めることができる体制であり、必要時には訪問看護を行います。
緊急訪問看護加算	2,650 円/回	利用者の希望で診療所・在宅支援病院の指示により緊急の訪問を行った場合
難病等複数回訪問看護加算 1日2回目 1日3回目	4,500 円 8,000 円	
長時間訪問看護加算（1時間30分を超える）	5,200 円	特別管理加算対象・特別指示書の場合は1回/週、15歳未満の(準)超重症時の場合は3回/週まで可能
乳幼児加算：3歳未満の乳幼児 幼児加算：3歳以上6歳未満の幼児	500 円/日 500 円/日	
複数名訪問看護加算 看護師と訪問 看護補助者との訪問 週1回（回数制限のない場合もある）	4,300 円 3,000 円	一人での看護が困難である場合（利用者、家族の同意を得た場合） ① 末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病等の方 ② 特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問看護を受けている方 ③ 特別な管理を必要とする方
夜間・早朝訪問看護加算	2,100 円	夜間とは18時～22時 早朝とは6時～8時
深夜訪問看護加算	4,200 円	深夜とは22時～6時
退院時共同指導加算 （1回 がん末期等は2回） 特別管理指導加算 （特別管理加算の対象者は加算）	6,000 円 2,000 円	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合

退院支援指導加算	6,000 円	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合
在宅患者連携指導加算（月 1 回）	3,000 円	医療関係職種間の連携による指導等
在宅患者緊急時等カンファレンス加算（月 2 回）	2,000 円	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンス
特別管理加算（Ⅰ） （Ⅱ）	5,000 円／月 2,500 円／月	Ⅰ．在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態 Ⅱ．在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態
訪問看護ターミナルケア療養費（介護保険との通算可能）	20,000 円	死亡日および死亡前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合
褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師の同行	12,850 円	管理療養費なし
訪問看護基本療養費Ⅲ（外泊中の訪問看護）	8,500 円	管理療養費はなし
訪問看護情報提供療養費	1,500 円	市等への情報提供

注：特別指示書による訪問看護：医療保険での回数制限があるかた・介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示が出た場合、一月につき指示の日から 14 日を限度として（但し、ア気管カニューレを使用している状態 イ真皮を越える褥瘡の状態の方については、月 2 回まで）訪問看護が適応をなります。

私は、上記料金内容の説明を受け、同意します。

平成 年 月 日

利用者または代理人

印